

## 浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、市内における中小企業者の事業資金融資を円滑にし、もって中小企業の振興を図ることを目的に行う浜松市中小企業資金融資制度のうち別表に掲げる資金（以下「補助対象融資」という。）を融資した金融機関に対し、予算の範囲内において利子補助金を交付するため、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）第20条及び浜松市中小企業資金融資制度要綱（以下「制度要綱」という。）第4条の規定に基づき必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 制度要綱第2条第1号に定める中小企業者をいう。
- (2) 取扱金融機関 制度要綱第2条第2号に定める取扱金融機関をいう。
- (3) 補助対象融資 制度要綱第2条第3号に定める融資をいう。

### (補助事業者)

第3条 補助の対象となる者は、制度要綱第3条に定める補助対象融資を受けることができる中小企業者に対して補助対象融資を実行した取扱金融機関とする。

### (補助額)

第4条 市長は、中小企業者に補助対象融資を実行した取扱金融機関に対して、浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金（以下「補助金」という。）を交付する。対象期間は、制度要綱別表に記載された期間を上限とする。

2 補助額は、補助対象融資の月末融資残高に対して、別表に掲げる利子補給率を乗じて、12で除したものを月額とし、取扱金融機関の申請に基づき年2回交付する。ただし、利子補給率は、中小企業者に補助対象融資を実行したときの融資利率を上限とする。なお、償還期日を経過した補助対象融資は、補助対象としない。

### (補助金交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする取扱金融機関（以下「申請者」という。）は、市税の納付又は納入の状況についての確認に同意し、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金交付申請書及び実績報告書（第1号様式）
- (2) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請についてその内容を審査し、適当と認めたときは、その交付を決定するとともに、交付額を確定し、浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金交付決定及び確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助金の交付決定及び確定を受けた申請者は、請求書（第3号様式）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第8条 次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、申請者に対し、当該融資に対する、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し、返還させるものとする。また、当該融資を補助対象から除外する。

（1）融資を受けた中小企業者が借入金を借入の目的以外に使用したとき。

（2）この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したとき。

2 取扱金融機関は、前項各号に該当する事案が発生した場合は、速やかに市長に報告するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助金に適用する。

2 この要綱の施行をもって、浜松市中小企業資金融資事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）、浜松市ビジネスサポート資金償還利子補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）、浜松市創業サポート資金償還利子補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）浜松市緊急経済対策特別資金償還利子補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）、浜松市緊急災害対策資金償還利子補助金交付要綱（平成24年4月1日施行）及び旧市町村既往融資資金償還利子補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）は廃止する。ただし、廃止前の旧要綱に基づく平成24年度以前に融資された補助対象融資にかかる資金融資事業費補助金及び償還利子補助金については、なお廃止前の要綱の例による。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度から平成36年度の補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度から平成37年度の補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度から平成38年度の補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度から平成39年度の補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成40年度の補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度から平成41年度の補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年3月1日から施行し、令和元年度から令和11年度の補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度から令和12年度の補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度から令和13年度の補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度から令和14年度の補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度から令和15年度の補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和16年度の補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度から令和17年度の補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度から令和18年度の補助金に適用する。

(別表)

補助対象融資名	実行年度	融資利率	利子補給率
ビジネスサポート資金	平成 28 年度～令和 8 年度	2.0%以内	0.42%
ビジネスサポート資金 (認証事業所等優遇・ 中心市街地活性化優遇)	令和 7 年度～令和 8 年度	1.9%以内	0.52%
中小企業育成資金	令和 3 年度～令和 8 年度	2.1%以内	0.12%
短期資金	令和 7 年度～令和 8 年度	2.1%以内	0.12%
創業サポート資金	平成 28 年度～令和 8 年度	1.5%以内	0.70%
創業サポート資金 (特定創業支援等事業 優遇)	平成 28 年度～令和 8 年度	1.3%以内	0.90%
市制度融資借換資金	平成 28 年度～平成 30 年度	1.9%以内	0.20%
事業承継資金	平成 30 年度～令和 8 年度	1.3%以内	0.90%
災害復旧資金	令和 5 年度～令和 8 年度	1.9%以内	0.57%

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地  
申請者  
名称及び代表者の氏名

(自署しない場合は、押印してください。)

## 浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金交付申請書及び実績報告書

浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金の交付を受けたいので、浜松市補助金交付規則第4条の規定により申請します。また、第13条の規定により実績報告します。

## 記

1 交付申請額及び実績額 金 円

## 2 補助対象事業

## (1) 補助対象融資制度名

浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金交付要綱別表(第1条関係)に規定するもの

## (2) 補助額の内訳

期間	補助金の額
月	円
月	円
月	円
月	円
月	円
月	円
合計	0円

## 3 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意(同意する場合は下記に☑を記入)

- 浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金交付要綱第5条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

## 4 暴力団排除に関する誓約(誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入)

- 浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

## (1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- ・暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- ・暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- ・暴力団員等と密接な関係を有する者
- ・(法人その他の団体の場合)上記3点に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

## (2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

浜松市長

浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金の交付決定及び確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金の交付について、次のとおり条件を付して決定し、確定します。

記

1 交付額 金 円

2 交付の条件

- ・ 規則に基づく市長の指示に従うこと。
- ・ 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- ・ 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- ・ 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地  
申請者  
名称及び代表者の氏名

請 求 書

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって確定のあった浜松市中小企業資金  
融資制度償還利子補助金を次のとおり請求します。

記

1 請求額

金	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

2 口座振替先

口座振替先金融機関名	銀 行 信用金庫			本店 支店
口 座 種 別	1 普通預金	2 当座預金	3 ( )	
口 座 番 号				
口 座 名 義 人 カ ナ				